



新型コロナウイルスワクチン

小児接種のお知らせ

— 5～11歳の方・保護者の方へ —

接種費用
無料
(全額公費)

新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることができる年齢になります。このお知らせや国のホームページ等を良くご確認の上、接種をご希望の方は予約等の手続きを行ってください。

ワクチン接種の概要

接種回数	3週間の間隔をおいて2回接種
接種時期	5歳の誕生日の前日から ※1回目に5～11歳用のワクチンを接種した場合は2回目も同じワクチンを接種します。
ワクチンの種類	ファイザー社製ワクチン（5～11歳用） ※現在日本で使用が認められている11歳以下用のコロナワクチンはファイザー社製のみです。

ワクチン接種に関する情報は

- 厚生労働省のホームページなど、5～11歳のワクチン接種に関する情報が掲載されているサイトの二次元コードです。また、区の公式ホームページでは接種可能な医療機関の情報等を随時更新します。



厚生労働省のホームページ
5～11歳の新型コロナウイルスワクチンの有効性等についての情報を掲載



区公式HP内の5～11歳のコロナワクチン接種に関するページ。区内で接種できる医療機関の情報等を随時更新。



【参考】
新型コロナウイルス感染症やワクチンに関する正確な情報提供プロジェクト（医師が中心になって監修）

ワクチン接種までの流れ

1 届いた接種券（クーポン）を確認する

- このお知らせの封筒に接種の際に必要な①接種券（クーポン）、②予診票×2部が同封されています。お名前や生年月日等記載内容に誤りがないか確認してください。

2 接種場所を探す・予約する

- ①接種場所を探す | 接種場所のおしらせまたは区ホームページを参照し、接種会場を決めてください。区の集団接種会場の他、診療所・クリニック等でも接種可能です。
- ②予約する | 区の予約サイト又はコールセンターを通じて予約をしてください。診療所・クリニックの一部は独自に予約を受け付けている場合があります。
※一部の会場は1・2回目を同時に予約することもできます。

杉並区新型コロナワクチン
接種予約サイト

<https://www.vaccine-info-suginami.org>

ログインや予約方法については上記URL又は右側の二次元コードからマニュアルを参照してください。



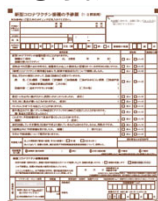
杉並区新型コロナワクチン
接種コールセンター

☎0120-023-015 9:00～17:00（年末年始除く無休）

①接種券



②予診票



事前に必要事項を記入

③本人確認書類



健康保険証・マイナンバーカード等

④母子手帳



の4点が必要です。

忘れずに用意をして
腕を出しやすい服装で
保護者と一緒に
接種会場へ！

- ・ 上記①～④を必ずお持ちください。特に①③をお持ちでない場合は接種できません。
- ・ 予約時間どおりに会場へお越しください。
- ・ **ワクチン接種は2回必要です**。2回目は3週間後の同じ曜日以降となります。

接種の際は保護者の**同伴**が必要です。また予診票の接種希望書欄へ保護者の**自署**が必要です。

接種後も感染予防対策は継続する



密集場所



密接場面



密閉空間



マスクの着用

石けんによる
手洗い手指消毒用アルコール
による消毒の励行

「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避

接種に関するQ&A

5～11歳の方の接種について



いつからワクチン接種ができるのか	このお知らせの発行時点において2022年3月5日から接種開始予定です。また予約については2022年2月26日から開始の予定です。最新情報は区ホームページをご確認ください。
コロナワクチンは必ず接種しなければいけないのか	コロナワクチンの接種は任意(接種したい人だけが接種する)です。5～11歳の場合、最終的な意思決定権は保護者が持ちますが、お子様と良くお話し、ワクチンについて互いに理解した上で接種をするかしないかを決めてください。
どの種類のワクチンを接種できるのか	5～11歳用のファイザー社製ワクチンのみです。12歳以上が接種するワクチンとは同じファイザー社製であっても別のもので、用法や用量に違いがあります。接種場所等間違えないように気を付けてください。
1回目は11歳、2回目は12歳になる場合、どの様に接種すれば良いのか。	できるだけ12歳になる前に2回接種を済ませてください(接種間隔は3週間です)。1回目に5～11歳用ワクチンを接種し、2回目接種までに12歳になった場合は、2回目も5～11歳用のワクチンを接種することとなります。なお、12歳になっても接種券はそのまま使うことが出来ます。
接種の際には保護者の同伴が必要か	保護者 (委任状を所持する成人の代理人含む)の 同伴が必須 です。また、予診票の接種希望書の署名は 保護者が自署 する必要があります。
違う自治体で接種できるのか	原則として住民票のある自治体で接種します。ただし、事情がある場合(例えば全寮制の学校に通っている等)の場合は住民票のある自治体以外でも接種可能な場合がありますので、接種を希望する医療機関が所在する自治体へ確認を行ってください。また、その場合も保護者の署名や同伴は必要です。
自分(子ども)が接種して良いか知りたい	ワクチンの接種に不安がある場合は、事前にかかりつけ医に接種の可否をご相談ください。
接種後に副反応が出たらどうするのか	接種会場内で副反応(アナフィラキシーショック等)が出た場合は、現場の医師・看護師が処置を行い、必要に応じて救急車で病院へ搬送します。帰宅後に体調が悪化した場合は、都のコールセンターにご相談ください。東京都新型コロナウイルス副反応相談センター：03-6258-5802(24時間年中無休)
集団接種会場には小児科医がいるのか	集団接種会場については、杉並区医師会の協力を受け、小児科医又は小児の診療を行っている内科の医師を1名配置するようにしています。ただし、コロナウイルスの感染状況等によっては配置が難しくなる可能性もあります。必ず小児科医の問診を希望する場合は、小児科の診療所やクリニックでの接種をお勧めします。
コロナウイルスに感染した又は濃厚接触者になった場合はワクチン接種できるのか	コロナウイルスに感染した場合は、隔離期間中はワクチンを接種することができません。隔離期間が終了し体調が回復すれば、接種可能です。濃厚接触者になった場合も同様です。ただし、体力の回復具合によっては予診医の判断で接種時期を遅らせる場合があります。
どうして母子手帳が必要なのか	他のワクチンとの接種間隔を確認するのに用います。また、母子手帳の予防接種の記録欄にコロナウイルスワクチンの接種歴を記入しますので必ずお持ちください。